

高齢者家庭への訪問による見守り

1-3-(1) 高齢者家庭への訪問・相談・見守り

1-3-(1) 高齢者家庭への訪問・相談・見守り

区 市 町 村 名	区 分	事 業 名	実 施 内 容	実施回数 回	対 象 年 齢	そ の 他 の 要 件	本人負担	備 考	開始 年度	所 管 課 (内 線)	区 市 町 村 名
北	包高	一人暮らし高齢者定期 訪問・相談事業	民生委員が65歳以上の一人暮らし高齢者をおおむね週1回定期的に訪問し、緊急時の対応や悩み事の相談を行う。	1/週	65	65歳以上の虚弱な一人暮らし高齢者 (同一敷地内に親族がいないこと)	なし	民生委員に委託	S46	高齢福祉課 (内4613)	北
	荒 川	ひと声訪問運動	民生委員が戸別訪問する。	2/年		みまもりネットワークに登録し、ひと声運動を希望している方				高齢者福祉課 (内2661)	荒 川
板 橋	包高	高齢者見守り調査	70歳以上の在宅高齢者を民生委員が年1回1回一斉訪問し、世帯状況等を把握する。特に、一人暮らし世帯または高齢者のみ世帯に対し、区の見守り名簿への登録勧奨や行政による支援の依頼につなげ、孤立死・孤独死を防止する。	1/年	70	70歳以上高齢者 約90,000人 うち、一人暮らしまたは高齢者のみ世帯 推計50,000人	0		H9	おとしより 保健福祉センター 03(5970)1111	板 橋
練 馬	包高	高齢者見守り訪問	一人暮らしの高齢者を見守り訪問員(ボランティア)が訪問し、声かけ等を行う。	1/週	65	一人暮らしの方で、他の福祉サービス 等で安否の確認ができない方	なし		H20	福祉施策 調整担当課 (内7364)	練 馬
足 立	包高	老人クラブによる友愛活動	地域の老人クラブによる孤独感解消のための話し相手や家事援助・日常生活援助を行う。			一人暮らしや高齢者のみ世帯、寝たきり 高齢者等			H15	高齢サービス課 (内1962)	足 立
葛 飾		シニア・ピア・傾聴ボランティア	区が養成した傾聴ボランティアが、戸別訪問により高齢者の不安感や孤独感を軽減するための傾聴活動を行う。		概ね 65	本人(介護事業者等を含む)からの申請 に基づく	0		H14	高齢者支援課 03(5654)8256	葛 飾
		高齢者クラブ友愛活動	高齢者クラブの会員が、地域の一人暮らし高齢者を定期的に訪問し、話し相手や日常生活の軽易な援助を行う。		概ね 60	訪問の受け入れを希望する一人暮らし の高齢者等	0		H19		
		75歳到達者戸別訪問	社会的孤立の恐れがある高齢者等の早期発見・早期対応を図るとともに、現状で特に問題がない方に対して、あらかじめ高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)の案内をすることで、その方が必要とする時に支援を得ることができるよう、同センターの職員が75歳を迎える高齢者の世帯を戸別訪問する。		75	全戸訪問だが、施設入所中の対象者は 除く。	0	平成25年度は試行、平成26年 度から本格実施	H25	高齢者支援課 03(5654)8257	
	包高	ふれあい訪問員	訪問員(ボランティア)が定期的に訪問、安否確認・孤独感の解消を図る。		60	一人暮らし 熟年者などの世帯	なし		S47		江戸川
団委	ひとり暮らし・熟年者調査	民生・児童委員の戸別訪問により、一人暮らし状況を調査する。	1/年	75	一人暮らしの熟年者			社会福祉協議会が実施		福祉推進課 (内2911)	
包高	目配り訪問 熟年者調査	目配りが必要な熟年者を民生・児童委員や熟年相談室(地域包括支援センター)による定期訪問や電話連絡により、安心して地域で生活できるように継続的に見守っていく。 民生・児童委員による75歳以上の方の状況調査	1/月 1/年	65 (原則) 75					H25		
(区 部 23か所)											
八王子		介護相談員(訪問ふれ あい員) 派遣事業	高齢者の自宅にふれあい、日常生活における課題点を早期に発見すること及び介護保険サービス利用者の自宅、施設に訪問し、介護サービス等に関する不満、苦情、要望を聴き、介護保険サービスの向上につなげる。		65	65歳以上の高齢者のみ世帯、介護 サービスを利用している方介護サービス 等を利用している方及びその家族				高齢者福祉課 (2156)	八王子
立 川	包高	立川市地域支え合い ネットワーク事業	高齢者を地域でゆるやかに見守り、支援するために、見守りネットワークの構築(啓発)、安否確認、ちよこつとボランティアの派遣を行う。	随時		独居高齢者および高齢者のみ世帯 等	なし	1.3(8)に詳細を記載	H13 H20	高齢福祉課 042(523)2111 (内1479)	立 川
		ちよこつとボランティア事業	地域包括支援センターを拠点として、独居高齢者および高齢者のみ世帯を対象に、地域のボランティアが、訪問や電話による見守りほか、誰にでもできるちよこつとお手伝い(ゴミ捨て、電球交換、手紙の代読など)を行い、安心して暮らせる街づくりやネットワークを構築する。			独居高齢者および高齢者のみ世帯 等					
武蔵野	単	友愛訪問員の派遣	食配・食時に派遣					登録人数:193人		高齢者支援課 0422(60)1846	武蔵野
昭 島	支	生活機能評価の無回答 者への訪問事業	生活機能評価の無回答者へ訪問し、生活状況を把握、支援が必要な方は相談機関に繋ぐ。	年1回	65	生活機能評価チェックリストの対象者 (要介護認定を受けていない高齢者のうち 3歳おきに65歳・68歳・71歳・74 歳……)				高齢者支援課 0422(60)1947	昭 島
	単	高齢者実態調査	一人暮らしの高齢者及び高齢者世帯を対象に、地区民生委員が声かけ等を行うとともに緊急時の連絡先等についてお伺いしておく。	1	65	一人暮らしを含む65歳以上と65歳以上の前年度に転入した高齢者世帯	なし	社会福祉協議会に委託	H15	介護福祉課 (内2172)	
団委	高齢者訪問	一人暮らし高齢者に民生委員がおもてなしを持って訪問し、安否を確認する。	1	70	一人暮らし高齢者				S48	社会福祉協議会 042(544)0388	

区市町村名	区分	事業名	実施内容	対象者		本人負担	備考	開始年度	所管課(内線)	区市町村名
				実施回数	年齢					
調布	包高	友愛訪問員の派遣	友愛訪問員が利用者を訪問し、話しをすることで、孤独感の緩和、安否確認等事故の未然防止を図る。	1/週	65	一人暮らし高齢者または家庭内において日中一人暮らし高齢者など	訪問員活動費:1,000/1回		社会福祉協議会 042(481)7693	調布
	包高	高齢者へのお知らせ配布事業	高齢者に関わる相談窓口の情報、緊急連絡用カードを掲載したお知らせを民生委員が持って訪問し安否確認を行う。	1/年	75	70～74歳の単身者		S47	高齢者福祉課 (内3413)	町田
小金井	包高	友愛訪問事業	地域との交流に乏しい、一人暮らし高齢者等の自宅を、週1回訪問又は電話訪問して話し相手となることにより、一人暮らし高齢者等の孤独感の解消と事故の未然防止を図ることを目的とする。			一人暮らしの高齢者世帯			介護福祉課 (内3322)	小金井
	単	シルバー協力員制度	一人暮らし高齢者に対して近隣の方に協力を依頼し、安否の確認・事故の未然防止を図る。			一人暮らし高齢者のみの世帯		S50	高齢者福祉課 (内2524)	
小平	包高	小平市高齢者見守り事業	地域包括支援センターにて一人暮らし等の高齢者で見守りを希望する人に対し定期的に訪問し、実態把握及び必要な見守りを実施する。	511	65	単身及び高齢者のみ世帯で、介護保険等のサービスを受けていない方		H20	介護福祉課 (内2573)	小平
	支	介護予防見守りボランティア事業	健康な高齢者が見守りボランティア活動を行うことにより、介護予防が推進されるときにも、見守りが必要とされる高齢者が見守られることにより、地域において自立した日常生活が継続できるよう支援する。			対象者は、65歳以上の高齢者。		H23		
日野	包高	「ふれあい見守り推進員」による見守り	地域のボランティアである「ふれあい見守り推進員」が定期的に訪問し、見守りを行う。	1/週	概ね65	あらかじめ登録した見守り希望のある高齢者	目安は週に1度の外からの見守り、月に1度の訪問での声かけ	H17	高齢福祉課 (内2421)	日野
東村山	包高	老人相談事業	東村山市の民生委員・児童委員に老人相談員として市長より委嘱を行い、地域社会との交流に乏しい70歳以上の一人暮らし高齢者、75歳以上の高齢者のみで構成された世帯を訪問し、高齢者の孤独感の解消、事故の未然防止、社会との融和を図ることを目的とする。高齢者からの相談を受け、助言を行う等の活動を行い、関係機関とのパイプ役を担っている。また、業務の一環として対象世帯の緊急連絡先等を記載した名簿を作成し、その名簿をもとに年間を通して見守り活動を行っている。	1/月及び必要に応じて随時	70	①一人暮らし(70歳以上) ②高齢者のみの世帯(75歳以上)	民生委員に委嘱	S47	高齢介護課 (内3137)	東村山
国立	包高	高齢者見守り事業	地域包括支援センターと公民館共催講座参加者有志が主体となり、地域の高齢者の見守り活動を実施する。住民有志がサロンマップを作成し、高齢者宅・関係者宅へ配布し、見守りの必要な方等の把握をし、継続した見守りにつなげる。	6	65			H23	高齢者支援課 042(576)2111 (内153・169)	国立
東大和	包高 団補	見守り、声かけ活動	高齢者が地域で安心して暮らせるように、地域ごとに組織化して見守りや声かけをボランティアで行う。また、地域ごとの創意工夫により、サロン活動交流事業等を行う。	1～4/月	概ね65	一人暮らし 高齢者世帯 日中高齢者のみの世帯		H8	福祉推進課 (内1131)	東大和
清瀬	団委	友愛訪問員の派遣	老人クラブの会員等が一人暮らしや寝たきりの高齢者の家庭等を訪問し、話し相手や日常生活の援助等の活動を実施することにより、当該高齢者の孤独の解消を図るとともに、社会活動への積極的な参加を推進する。			活動費月額:1,000/1クラブ			高齢者支援課 (内589)	清瀬
東久留米		友愛訪問活動	老人クラブ友愛訪問員による会員間の直接訪問や電話訪問による声かけ・見守り	1/週	概ね65	一人暮らし				東久留米
武蔵村山	包高	友愛訪問事業	友愛訪問員が地域社会との交流に乏しい一人暮らし高齢者等の家庭を訪問することにより、高齢者の孤独感の解消及び事故の未然防止等を図る事業。	1/週	65	一人暮らし又は高齢者のみ世帯	活動費月額:2,000		高齢福祉課 042(590)1233	武蔵村山
稲城	包高	友愛訪問事業	一人暮らし高齢者に友愛訪問員が訪問し、話し合い等を行うことにより、孤独感の解消、事故等に対する未然防止を図ることを目的とする。			一人暮らしの高齢者世帯	活動費月額:2,000		高齢福祉課 (内227)	稲城
羽村	包高	老人クラブ友愛実践活動	老人クラブが友愛チーム(概ね9人)を構成し、対象者1人につき概ね週1回、話し相手、家事援助及び日常生活援助等を行う。	2,360	65 70	下記に該当する老人クラブ会員及び近隣居住者 ・居たきり及び虚弱で支援を必要とする方 ・一人暮らし又は高齢者のみ世帯で支援を必要とする方	東京都老人クラブ連合会から実施クラブに対し活動費の助成を行っている。		高齢福祉介護課 (内177)	羽村
	単	羽村市友愛訪問員	市長が委嘱した友愛訪問員が、65歳以上の一人暮らし高齢者及び70歳以上の高齢者世帯を訪問し、安否確認と寂しさを軽減のための声かけを行なう。			0		S49	高齢福祉介護課 042(555)1111 (内176)	羽村
あきる野	単	高齢者見守り事業	防災・安心・地域委員会が指定した見守り協力員が訪問し、安否確認を行う。	2/月程度	65	一人暮らし又は高齢者のみ世帯で見守りを希望する人		H23	高齢者支援課 (内2631)	あきる野

配食サービスによる見守り

1-3-(2) 配食サービスによる見守り

1-3-(2) 配食サービスによる見守り

区市町村名	区分	事業名	対象者		実施内容	実施回数	1食当経費		1食当本人負担	対象者数	備考	開始年度	所管課 (内線)	区市町村名
			年齢	その他の要件			①	②						
目黒	単	週一食事サービス	65歳以上	一人暮らし等高齢者登録をしている者	①食事サービス協力員が拠点で調理し、届ける。 また、拠点で会食する。 ②業者が調理し高齢者宅へ届ける。	①② 毎週日曜日	720	756	514	130	食事サービス協力員はボランティアが行う。	S58	高齢福祉課 (内2584)	目黒
	包高	配食サービス	65	①一人暮らし等高齢者登録をしており要介護1～5、要支援1～2と認定された買い物、調理が困難な方(電話訪問と併給不可) ②一人暮らし等高齢者登録をしており単身で介護認定がなく、かつ近隣に親族のいない80歳以上の方(生活リズムセンサー・電話訪問と併給不可)	民間の事業者が毎日昼食・夕食を自宅に届け、安否の確認を図る。	①週7日 ②週2日	1,188	566	823～324	491	1日1食のみ差額(365円～242円)を補助	H12	高齢福祉課 (内2584)	
大田	包高	食事サービス	65	食事作りが困難な高齢者、身障者	地域のボランティアが調理・宅配	週1～2	・10人まで ・11人から 40人まで	500 400	400～700	206	食事サービスを行うボランティアへ助成	H9	社会福祉協議会 03(3736)2021	大田
世田谷	支	高齢者配食サービス	65	毎日の食事作りに係る調理や買物が困難で近所に親戚がいない一人暮らし、高齢者のみ世帯	在宅サービスセンター等で作った夕食を、協力員等が配食	週6	委託	529	500		平成6年度から全区で実施	S62	高齢福祉課 (内2407)	世田谷
杉並	単	高齢者見守り配食サービス	65	一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯	心身の状態により調理・買い物等が困難で、かつ見守りが必要な方に、区が委託している配食サービス事業者(①社会福祉法人、②民間事業者)がお弁当(夕食)を配達し、あわせて安否確認を行う。	①週6以内 ②週7以内	①1,058 ②560又は820		①660 ②380又は520	428	登録者	H2	高齢者在宅支援課 (内3244)	杉並
豊島	包高	配食サービス事業	65	一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、日中独居のかたで、日常の食事の準備が困難な方	民間事業者、社会福祉法人に調理・配達を委託し、食の提供と併せて安否確認を行う。 週5回まで(祝日含む。)、昼食のみ。	週6まで	756～956		400～600	登録者数1,160 (25年度末)		H2	高齢者福祉課 (別館193)	豊島
荒川	支	配食見守りサービス	65	在宅高齢者で日中における安否確認の手段がなく、栄養補給が十分でない者	民間事業者が昼食を配達し、併せて見守りを行う。	週1～7	257		230～680	616	※対象者は、平成26年9月末現在	H5	高齢者福祉課 (内2677)	荒川
板橋	支	高齢者配食サービス	65	日常的な見守りが必要であり、食生活に不安を感じる高齢者(65歳以上のみの世帯を含む。)	区が配食サービス事業者に委託し、高齢者の自宅まで弁当の配達を行い、高齢者の安否確認を行う。	週3食以内	昼食:594～956 夕食:594～905		昼食:378～740 夕食:378～689	1,151		H12	おとしより 保健福祉センター 03(5970)1111	板橋
練馬	支	高齢者食事サービス	65	一人暮らし及び高齢者のみ世帯の方等で、定期的な食事の確保が困難であり、サービスを受けることが必要と認められる方(日中独居・日中高齢者のみ世帯を含む。)	民間業者に調理・配達を委託する。	週1～3	688～1,030		410～670	1,386	民間8事業者	H12	高齢社会対策課 (内7395)	練馬
足立	包高	配食サービス促進事業	なし	配食を希望する区民	「あだら配食サービス協力店」である民間事業者が調理・配達を行う。				各事業者の 設定する料金		利用者と事業者との相 対契約	H12	高齢サービス課 (内1965)	足立
葛飾	支	配食サービス事業	65	一人暮らし、高齢者世帯や日中独居世帯で外出困難・調理困難な者	区と契約した事業者がお弁当を自宅へ配達 毎日、昼食・夕食を週14食まで利用可(訪問介護や家族等が食事の準備をできる日は除く)。配達時に応答がない場合等、利用者に異常を発見した時は、区に通報が来て電話や訪問などで安否確認を行う。	毎日	各事業者(14社)の 設定金額		各事業者設定金額 から区助成額297 円を差し引いた額	1,029		H10	高齢者支援課 03(5653)8299	葛飾
	地 区 単	高齢者食事サービス活動 支援	65	一人暮らし 高齢者のみの世帯 が困難な者	ボランティアグループが調理し、配食	会食:月1 配食:月1～8	材料費	400	300	延べ 3,200		S61	社会福祉協議会 03(5698)2511	
江戸川	単	配食サービス支援事業	65	一人暮らし高齢者等で、食事作りが困難な者 上記対象者で身体状況から一般食では対応が困難な高齢者	安定的な食の提供と併せて、訪問による声かけ、安否確認等を行う。 アセスメントに基づいた個別調理(糖尿病食、カロリー食、キザミ食等)での食の提供を行う。	週6 週7	配食手数料	200	470 500～600	307 428	区内仕出し弁当組合に委託 区内社会福祉法人に委託	H8 H12	福祉推進課 (内2911)	江戸川
(区 部 20カ所)														
八王子	支	配食サービス事業	65	一人暮らし、高齢者又は高齢者のみの世帯で、低栄養状態(BMIが18.5未満)の方	定期的に食事を届けることにより栄養改善や安否確認を図る。	週1	市補助額	310	実 費	2	対象者数は、 平成26年9月30日現在	H18	高齢者福祉課 (内2156)	八王子

1-3-(2) 配食サービスによる見守り

市区町村名	区分	事業名	対象者		実施内容	実施回数	1食当経費	1食当本人負担	対象者数	備考	開始年度	所管課 (内線)	市区町村名
			年齢	その他の要件									
立川	単	高齢者等配食サービス	65以上	心身機能の低下により食事の支度が困難な者のみで構成される高齢者世帯 一人暮らし高齢者、日中独居高齢者(介護認定申請済みの方)	毎月土曜日の昼食又は夕食について民間配食事業者による調理・配食・安否確認(委託)	週6	1,029 640	648 410	221		H5	高齢福祉課 (内1474)	立川
			65	高齢者世帯又はこれに準ずるもので買物や調理困難な世帯	地域の高齢者施設で調理した弁当を地域拠点よりボランティアや高齢者施設の職員が星食時に配食	週1~6	通常食 1,200 敬老食 1,200 おせち 3,500	通常食 500 敬老食 500 おせち 1,500	204		S48	高齢者支援課 0422(60)1846	武蔵野
三鷹	単	高齢者食事サービス	65	高齢者世帯 障害者	①弘済ケアセンター(通所介護事業所)で調理・配食 ②ボランティアが調理、配達食	①② 週2							
			65	近隣に食事提供する親族がいない方	ボランティアが調理、毎日2食を配食(地域限定あり)	365日×2食	1,349	400	18		H8	高齢者支援課 (内2627)	三鷹
			65	住民税非課税世帯 食料費の必要ない住民税非課税世帯に属する方で、親族等による援助が困難な方	民間配食事業者	週6	648	400	2		H15		
青梅	団委	高齢者配食サービス	65	一人暮らし及び高齢者世帯で心身の機能低下により炊事困難な者	ボランティア等の協力で週3回、昼食を配食し安否確認及び食生活の向上、孤独感の解消を図る。	週3	650	350	200	社会福祉協議会に委託	S61	高齢介護課 (内2121)	青梅
府中	団委	「食」の自立支援事業 (訪問食事サービス)	65	一人暮らし又は高齢者のみ世帯で、食事の調理が困難な者	夕食を配達 調査の上、回数・期間等を決定	必要に応じて 回数を決定	1000	650	延べ 21,040	高齢者在宅サービスセンター	H7	高齢者支援課 042(335)4503	府中
昭島	包高	高齢者食事サービス	70	要介護度1以上 一人暮らし等	社会福祉協議会に委託し、社会福祉法人が民間に発注(星食)	週5まで (1日1食)	700	400	56	社会福祉協議会に委託	S62	介護福祉課 (内2172)	昭島
調布	包高	高齢者配食サービス	65	一人暮らし又は高齢者世帯で心身の状況から買物や炊事が困難な方	星食、夕食を届け、安否確認を行う。	要支援2以上 週14食まで 要支援1 週7食まで 非該当、未申請 週3食まで		500	243※	※平成26年9月30日時点での利用者数	S57	高齢者支援室 (内7150)	調布
			65	日常生活上、支障のある高齢者等 日常生活上、支障のある高齢者等	低栄養の改善、安否確認(孤独死予防等)を行いながら、より豊かに在宅生活を送れるよう支援する。 また、家族介護者の負担を軽減する等。	365日・夕	933	750	延べ 1859 (年間)	・別途会費が月1,000円 ・1食当経費、対象者数は平成26年3月31日現在 ・ソーシャルワーカー等の(社会福祉士等の専門職が関わり、相談、アセスメント、モニタリングを行うなど、継続的、包括的な支援を行っている。	H3	ゆふあい福祉公社 042(481)7711	
町田	単	自立支援配食ネットワーク事業	65	(1)65歳以上の独居または高齢者世帯で、要介護1~5の認定保持者 (2)その他特に必要と認められる方	高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、配食サービスを手段として、見守り支援ネットワークを形成する。	(1日1食) 要介護1~3 週3 要介護4,5 週5	858~873	550~565	444		S57	高齢者福祉課 (内3424)	町田
			65	65歳以上の独居または高齢者世帯の要支援1,2の認定保持者または二次予防事業対象者で、間に合が見られれば栄養改善の必要性がある方。	緊急な栄養改善の手段として、プランに基づく配食を実施し、要介護状態への移行を予防する。	週2 (1日1食)	858~873	550~565	0		H18		
小金井	単	高齢者食の自立支援事業	65	一人暮らし又は高齢者のみ世帯で食事の準備が困難な者(要支援以上)	在宅サービスセンターで調理し、宅配	週3(基本)夕食	1,425	600 (住民税非課税:300)	205	会食・栄養指導等食関連サービスを実施	H4	介護福祉課 (内3322)	小金井
小平	包高	高齢者訪問配食サービス	65	一人暮らし 高齢者世帯等	社会福祉法人老人ホーム及び民間業者に調理・配食を委託	週4 (栄養改善の場 合は週7)	民間事業者 840 社会福祉法人 945	550	308		S50	介護福祉課 (内2571)	小平

1-3-(2) 配食サービスによる見守り

1-3-② 配食サービスによる見守り

区市町村名	区分	事業名	対象者		実施内容	実施回数	1食当経費	1食当本人負担	対象者数	備考	開始年度	所管課 (内線)	区市町村名
			年齢	その他の要件									
日野	団委	高齢者食事宅配サービス (昼食)	概ね 65	一人暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯等で、病氣、老衰のため買物や調理が困難な方	①調理・配食を業者へ委託 ②市民非営利団体に調理・配送を委託 バランスの良い安全な夕食を提供すること、食の確保と安否の確認を行う。NPO法人に委託	週7	1,000	450	延べ 5,835	対象者数は、平成25年度通算	①H11 ②H9	社会福祉協議会 042(582)2319	日野
		高齢者食事宅配サービス (夕食)				週6	1,000	840	延べ 838		H10	高齢福祉課 (内2412)	
東村山	包高	高齢者配食サービス	65	65歳以上の一人暮らし 70歳以上の高齢者世帯	在宅の高齢者を訪問し、週5回定期的に栄養バランスのとれた食事(夕食)を手渡し提供することにより、ひとり暮らし等の高齢者の健康状態や安否の確認を行い、健康維持に寄与することを目的とする。食の自立支援の観点から、地域包括支援センターが作成する介護予防ケアプランに基づき実施している。また、緊急時には地域包括支援センター等の関係機関と連絡調整を行う。市内の社会福祉法人及び民間業者に調理・宅配を委託している。	週5	950	550	394		H9	高齢介護課 (内3143)	東村山
国分寺	単	高齢者配食サービス事業	65	一人暮らし、高齢者世帯などで食事の準備が困難な者	NPO法人・民間業者に星食の弁当の調理・配食を委託。業者が弁当の配達時に併せて安否確認を行う。	週5まで	NPO1,158 民間445	NPO利用600 民間利用400	59	対象者数はH25年度末数字	S61	高齢福祉課 042(321)1301	国分寺
国立	単	高齢者食事サービス	65	一人暮らし、高齢者世帯、日中独居等の世帯で買物または炊事が困難な者	調理・宅配を業者(NPO法人、社会福祉法人、民間事業者)に委託	週3~7	各委託事業者の設定する金額	各委託事業者が設定した金額より市助成額400円を差し引いた額	411		H2	高齢福祉課 (内154)	国立
福生	単	高齢者配食サービス	概ね 65	一人暮らし又は高齢者のみの世帯で、買物、炊事が困難な者	社会福祉協議会で調理し、ボランティアが宅配	週2	985	350	93		H7	介護福祉課 (内2642~5)	福生
狛江	包高	高齢者配食サービス	65	身体的又は精神機能の低下により食事の確保が困難な一人暮らし高齢者のみの世帯に属する者で要支援1以上の者	調理、宅配、安否確認を業者に委託	要支援 週2 要介護 週6	864	500 (介護保険料所得段階が第1、第2段階の者:400)	139		H11	高齢福祉課 (内2223)	狛江
東大和	包高 団備	高齢者食事サービス	概ね 65	一人暮らし 高齢者世帯 日中これらに準ずる世帯で買物、炊事が困難な者	調理・宅配は業者に委託	年末年始を除く 毎日	570	一般 生活保護 370	70 (25年度実績)	社会福祉協議会へ補助	S59	社会福祉協議会 042(564)0012	東大和
清瀬	包高	配食・会食サービス事業 事業実施のための補助事業 (配食サービス)			配食・会食サービスを行う非営利団体に助成						H14	高齢福祉課 (内589)	清瀬
東久留米	単	配食サービス	概ね 65	要介護認定で自立と認定された者 要介護者等で買物や炊事が困難な者	①拠点配付 ②直送方式 ③昼食・夕食 原則週2食 ④利用食の形態指定	基本は2食 (週4食まで)	1,100	500	1018		H12	介護福祉課 (内2502)	東久留米
武蔵村山	単	高齢者食事サービス	65	一人暮らし 高齢者世帯	調理・宅配・安否確認を業者に委託 (①普通食、②カロリー制限食)	月~金	① 530 ② 550	① 260 ② 270	85	昼食のみ ※回数には必要に応じて	S63	高齢福祉課 042(590)1233	武蔵村山
多摩	単	食事サービス	概ね 65	一人暮らし及び高齢者世帯で、寝たきりや心身の虚弱のため日常生活を営むのに支障のある方	星食及び夕食の配食、見守り及び緊急時の連絡を、株式会社、社会福祉法人及びNPO法人に委託	週7まで	500 一般生活保護 650	一般 生活保護 350	47		H12	高齢福祉課 (内2667)	多摩
稲城	単	給食サービス	65	一人暮らし等	福祉センター等市内9か所で会食会、及び夕食の宅配をする。	会食:月1 夕食:週5	会食 夕食	会食 300 夕食 620	4,836 26,564	社会福祉協議会へ補助	H13	社会福祉協議会 042(378)3366	稲城
羽村	単	高齢者配食サービス	60 70	虚弱な方 一人暮らし 高齢者のみの世帯	調理・配食を民間業者に委託(夕食)	週6	(税込み) 715	600	45	月~土曜日のうち、希望する曜日を使用者が選択	H8	高齢者在宅サービス センター 042(578)0678	羽村
					福祉センターでボランティアが調理・配食	週1	400	400	48	社会福祉協議会へ補助	S56	社会福祉協議会 042(554)0304	

1-3-② 配食サービスによる見守り

(計 58カ所)

緊急通報システム機器による見守り

1-3-(7) 緊急通報システム機器による見守り

1-3-(7) 緊急通報システム機器による見守り

区市町村名	区分	事業名	実施内容	対象者数		象		本人負担	備考	開始年度	所管課 (内線)	区市町村名
				高齢者数	年齢 65以上	その他要件	者					
世田谷	包高	高齢者緊急通報システム	緊急事態に陥ったとき、無線発信器等を用いて通報することにより、民間事業者や東京消防庁に通報できる無線発信装置等を設置する。	275台※	65	一人暮らし又は高齢者のみの世帯	原則1割 住民税非課税者・免除		※平成25年度末の 設置台数	H19	高齢福祉課 (内2407)	世田谷
渋谷	包高	高齢者緊急通報システム等設置事業	緊急事態に陥ったとき、無線発信器等を用いて通報することにより、民間事業者や東京消防庁に通報できる無線発信装置等を設置する。	604台※	65	区内在住で一人暮らし又は高齢者のみの世帯 (日中高齢者のみとなる世帯含む)	消防庁方式・なし 事業者方式・194円/月		※平成26年9月末の 設置台数	H元	高齢者サービス課 (内2742)	渋谷
中野	包高 包他	緊急通報システム事業	緊急事態に陥ったとき、無線発信器等を用いて通報することにより、民間事業者や消防庁に通報できる無線発信装置等を設置する。	386台※	—	一人暮らし又は高齢者のみの世帯(日中独居を含む) 重度身体障害者又は重度身体障害者のみの世帯	身体状況や住民税課税状況により、300円〜1,300円/月		※平成26年9月末の 設置台数	H17	福祉推進分野 03(3228)5632 地域活動推進分野 03(3228)8949	中野
杉並	包高	緊急通報システム事業	緊急事態に陥ったとき、無線発信器等を用いて通報することにより、民間事業者や東京消防庁に通報できる無線発信装置等を設置する。	1,348	65	一人暮らし又は高齢者のみの世帯等で、慢性疾患があるなど常時注意を要する状態の方	所得に応じた負担金あり			S60	高齢者在宅支援課 (内3245)	杉並
豊島	包高	高齢者緊急通報システム事業	緊急事態に陥ったとき、無線発信器等を用いて通報することにより、民間事業者や東京消防庁に通報できる無線発信装置等を設置する。	498	65	一人暮らし又は高齢者のみの世帯(日中独居含む)	介護保険料所得段階・疾病等により自己負担あり		※平成25年度末の 設置台数	H19	高齢者福祉課 (別添191)	豊島
北	包高	高齢者見守り、緊急通報システム	自宅内で緊急時に専用通報機又は無線ペンダントを押すことにより民間緊急通報システム事業者の受信センターに通報が入り、緊急の場合は119番通報を行う。また健康相談やスタッフから月1回の同い電話がある。	1022世帯	65	①一人暮らし又は高齢者のみの世帯 ②慢性疾患のため日常生活を営む上で注意を要する方 ③近隣に親族がいない方	原則1割 住民税非課税世帯者・生活保護受給世帯者・なし		1世帯/台	S62	高齢福祉課 (内4613)	北
荒川	包高	緊急通報システム	緊急事態に陥ったとき、無線発信器等を用いて通報する。24時間の間、センサーで異常を感じた時、民間事業者が駆けつける。	955	65	一人暮らし又は高齢者のみの世帯で、日常生活上不安を感じている方	身体状況や所得等による 0〜500円/月			H元	高齢者福祉課 (内2677)	荒川
板橋	包高	高齢者緊急通報システム (生活リズムセンサー型)	自宅内で緊急時に専用通報機又は無線ペンダントを押すことにより、受信センターに通報が入り、緊急の場合は119番通報することにより、派遣員が出勤する。緊急時だけでなく、健康相談も受け付けている。	294	65	一人暮らし又は高齢者のみの世帯で心臓病その他発症性の疾患があり、日常生活を営む上で常時注意を要する方	生活保護・中国残留邦人等支援給付世帯・無料 住民税非課税世帯・月/300 住民税課税世帯・月/900		平成26年度から新規 交付終了	S60	おとしより 保健福祉センター 03(5970)1111	板橋
練馬	包高	緊急通報システム事業	自宅内で、緊急時に専用通報機またはペンダントを押したとき、又は、生活リズムセンサーが一定時間の生活動作を確認できない場合、受信センサーに自動的に通報が入る。緊急の場合は119番通報するとともに現場派遣員が出勤する。	535 26	65	高齢者のみの世帯、日中または夜間に独居となる方、同居者全員が要介護1〜3、身体障害者手帳1〜4級、要の手帳1〜3級の世帯または精神障害者保健福祉手帳1〜3級の世帯で、慢性疾患のため日常生活上常に注意を要する状態にある方	民間型・400円/月 生活保護受給世帯等・なし 消防庁型・なし		対象者数、開始年度は上段が民間型、下段が消防庁型(消防庁型は現在申請受付はしていない)	H20 S63	福祉推進課担当 (内7364)	練馬
足立	包高	高齢者緊急通報システム事業	緊急事態に陥ったとき、無線発信器等を用いて通報することにより、民間事業者や消防庁に通報できる無線発信装置等を設置する。	1,103台※	—	一人暮らし又は高齢者のみの世帯等	収入に応じた負担あり		※平成25年度末の 設置台数	H19	高齢サービス課 (内1965)	足立
葛飾	包高	高齢者見守り型緊急通報システム使用料助成事業	専用通報機、無線ペンダント、火災感知器、ガス漏れ感知器、日常生活異常感知器を設置し、緊急の場合は区と契約する警備会社に通報され、警備員が駆け付ける。	714	65	一人暮らし又は65歳以上の夫婦等の世帯 日中又は夜間に高齢者のみとなる世帯の方等で、身体上慢性疾患があるなど、日常生活を営む上で常時注意を必要とする方。	1,750円/月 住民税非課税者・700円/月			H15	高齢者支援課 03(5654)8299	葛飾
江戸川	包高	高齢者緊急通報システム事業	緊急事態に陥ったとき、無線発信器等を用いて通報することにより、民間事業者や消防庁に通報できる無線発信装置等を設置する。	952	65	(民間緊急通報システム)条件により、月300〜2,440円				H14	福祉推進課 (内2911)	江戸川
(区 部 23か所)												
八王子	包高	緊急通報システム事業	家庭内で病氣などにより緊急事態に陥ったとき、東京消防庁などに通報するシステムを設置する。	162	65	一人暮らし又は高齢者のみの世帯で、心疾患、脳疾患等で緊急性のある身体上の慢性疾患により、通称に救急車を呼ばれたことがある方など日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある方	原則1割 住民税非課税者・免除			H11	高齢者福祉課 (内2156)	八王子

区 市 町 村 名	事 業 名	実 施 内 容	対 象 者 数	対 象 年 齢	集 会		備 考	所 管 課 (内 線)	市 区 町 村 名
					そ の 他 の 要 件	本 人 負 担			
立 川	高齢者緊急通報システム事業	緊急事態に陥ったとき、無線発信器等を用いて通報することにより、民間事業者や東京消防庁に通報できる無線発報装置等を設置する。	187	65	一人暮らし又は高齢者のみの世帯の者で、慢性疾患があるなど、日常生活を営む上で常時注意を要する状態にある者	設置費の1割 住民税非課税世帯：なし	※平成25年度末の 設置台数	高齢福祉課 (内1475)	立 川
武蔵野	緊急通報装置の貸与	自宅に専用通報器を設置し、ペンダント式押しボタンを貸与する。	79	概ね 65	次のいずれも満たす方 ①一人暮らし又は高齢者のみの世帯 ②慢性疾患(心疾患、ぜん息の発作など)等のため健康上不安のある方	205円/月 住民税非課税世帯：無料	S57	高齢者支援課 0422(60)1846	武蔵野
三 鷹	高齢者緊急通報システム事業	専用通報機とペンダント型ベルを貸与する。	48台	概ね 65	一人暮らし又は高齢者のみの世帯 自力救急要請ができない方	—	H19	高齢者支援課 (内2625)	三 鷹
青 梅	高齢者緊急通報システム事業	緊急事態に陥ったとき、無線発信器等を用いて通報することにより、民間事業者や東京消防庁に通報できる無線発報装置等を設置する。	消防方式 64人※ 民間方式 9人※	65	一人暮らし又は高齢者のみの世帯	区分別費用負担あり 住民税非課税世帯：本人非課 税者：なし	H19	高齢介護課 (内2121)	青 梅
府 中	高齢者緊急通報システム事業	緊急事態に陥ったとき、無線発信器等を用いて通報することにより、民間事業者や東京消防庁に通報できる無線発報装置等を設置する。	285台	65	一人暮らし又は高齢者のみの世帯 する疾病を有する者	なし	H19	高齢者支援課 042(335)4537	府 中
昭 島	高齢者緊急時見守り事業	高齢者世帯等緊急時見守り事業	84台		①70歳以上の単身世帯 ②75歳以上のみ世帯	800円/月	H25		昭 島
昭 島	高齢者緊急通報システム事業	住宅用の通報機器の設置を行う。消防署方式と民間方式の二方式がある。	消防方式 20 民間方式 30	65	一人暮らし又は高齢者のみの世帯 通報システムの高い疾病を持つ方 (例：心臓病などの慢性の発作性の疾患を持つ方) ※電磁調理器の給付は、台所で炊事が困難な心身の疾患を持つ方	所得に応じ初回取付時に 10,110円の自己負担あり	S61	介護福祉課 (内2172)	昭 島
調 布	高齢者緊急通報システム事業	専用通報機とペンダント型の通報器を貸与する。	552世帯※	65	一人暮らし、高齢者世帯及び日中一人一人となる世帯 で、心疾患等のため日常生活を営む上で常時注意を要する方又は80歳以上一人暮らしの方	なし	H19	高齢者支援室 042(481)7150	調 布
町 田	高齢者緊急通報システム事業	専用通報機とペンダント型の通報器を貸与する。	347台※	65	慢性疾患をお持ちで一人暮らし又は高齢者のみ 世帯で自力救急要請ができない方	9493円※2	H19	高齢者福祉課 (内3423)	町 田
小金井	緊急通報システム	東京消防庁等に通報できる通報機を貸与する。	76	65	慢性疾患等を持つ一人暮らし又は高齢者のみの 世帯の方	初回費用等の1割 住民税非課税世帯：無料	S63	介護福祉課 (内3322)	小金井
小 平	高齢者緊急通報システム事業	消防型に加え、民間受信センターを活用する。民間型緊急通報システムを導入	66	65	慢性疾患があり、日常生活を営む上で常時注意を 要する一人暮らし又は高齢者のみの世帯	1割 住民税非課税世帯：無料	H21	介護福祉課 (内2573)	小 平
日 野	高齢者緊急通報システム事業	家庭内で緊急事態に陥ったとき、無線発信器等を用いて東京消防庁へ通報することにより、地域協力体制による速やかな援助を得て高齢者の救護等を行う。	108	65	一人暮らし又は高齢者のみの世帯で、身体上の 慢性疾患があるなど、日常生活を営む上で常時 注意を要する者	1割 介護保険料所得段階区分1 ～4段階の者：無料	元	高齢福祉課 (内2411・2412)	日 野
東村山	高齢者緊急通報システム事業	緊急事態に陥ったとき、無線発信器等を用いて通報することにより、民間事業者を通じて東京消防庁に通報できる無線発報装置等を設置する。	114	65	一人暮らし又は高齢者のみの世帯	300円/月 住民税非課税世帯：無料	H19	高齢介護課 (内3143)	東村山
国分寺	高齢者緊急通報システム事業	緊急事態に陥ったとき、無線発信器等を用いて通報することにより、民間事業者や東京消防庁に通報できる無線発報装置等を設置する。	50台	65	一人暮らし又は高齢者のみの世帯	1割 生活保護受給者：なし 住民税非課税世帯：6/100	H19	高齢者相談室 042(321)1301	国分寺
国 立	高齢者緊急通報システム事業	緊急事態に陥ったとき、無線発信器等を用いて通報することにより、民間事業者や東京消防庁に通報できる無線発報装置等を設置する。	427台※	65	一人暮らし又は高齢者のみの世帯	1割 住民税非課税世帯：無料	H17	高齢者支援課 (内154)	国 立
福 生	高齢者緊急通報システム事業	緊急事態に陥ったとき、無線発信器等を用いて通報することにより、民間事業者や東京消防庁に通報できる無線発報装置等を設置する。	14台	65	一人暮らし又は高齢者のみの世帯	1割 住民税非課税世帯：無料	H17	介護福祉課 (内2642～5)	福 生
狛 江	高齢者緊急通報システム・あんしん見守りサービス	緊急事態に陥ったとき、無線発信器等を用いて通報することにより、民間事業者や東京消防庁に通報できる無線発報装置等を設置する。	75 (※通 信) 61 (歳)	75 (歳)	一人暮らし又は高齢者のみの世帯 あんしん見守りサービスは一人暮らし世帯のみ	緊急通報システムは機器設置・ 点検費の1割、あんしん見守り サービスは300円/月、ただし住 民税非課税世帯者は負担なし。	元(あんしん見守りサービスはH22)	高齢福祉課 (内2222)	狛 江
東大和	緊急通報システム	東京消防庁に通報できる通報機を貸与する。	28 (H25実績)	65	慢性疾患等で常時注意を要する一人暮らし高齢 者等	原則1割	S62	高齢介護課 (内1176)	東大和

(計 58カ所)

4 孤独の解消・安全対策

① 使用料(基本料・度数料)の助成

[illegible]

貸与目的	補助内容	対象		その他の要件
		設置費	所得制限	
定期的に安否の確認、孤獨者の救済、サービスの提供等	プッシュ・回線切替費 月60通話まで	通常分 1,800円 プッシュホン 2,550円	年齢 65歳以上	生計中心者の前年度所得税が42,000円以下 一人暮らし又は高齢者のみの世帯

区 市 町村名	区分	助 成 内 容		対象 台数	対 象 者 (全てを満たす者) 所得制限・その他の要件	備 考	所 管 課 (内 蔵)
		基本料	度数料月額				
千代田	単	1,990円	510円 月60度数	22	一人暮らし又は高齢者のみの世帯、近隣に親族が居住していない方。定期的計中心者の所得税が42,000円以下	在宅支援課 (内2402)	
中央	単	月2,500円定額		29	住民税非課税・一人暮らし・高齢者のみの世帯、近隣に親族が居住していない方	高齢者福祉課 (内5355)	
文京	包高	○	—	36	生計中心者の当年度の住民税が非課税の世帯	文京福祉センター 03 (9347) 0238	
台東	包高	○	—	279	一人暮らし又は高齢者のみの世帯	高齢福祉課 (内2861)	
墨田	包高	通常分 1,940円 アクションホン 2,040円	—	167	一人暮らしで近隣に親族が住んでいない、定期的に安否の確認を行う必要があると認められる高齢者。また、所得税が42,000円以下の方	高齢者福祉課 (内3422)	
江東	単	○	600円	1,350	65歳以上の高齢者で構成される住民税非課税世帯、世帯全員が携帯電話を所有していないこと、高齢者住宅、施設に入居していないこと。	高齢者支援課 03 (3647) 4319	
渋谷	包高	電話の設置等に係る工事料のみ		215	区内在住で以下の要件を満たす者 ①一人暮らし又は高齢者のみの世帯 ②近隣に親族が居住していない、③生活保護法による被保護世帯又は生計中心者が住民税非課税もしくは所得税が年額42,000円以下	高齢者サービス課 (内2742)	
豊島	単	電話の設置等に係る工事料のみ		186 (25年度末)	住民税非課税又は合計所得金額が200万円未満	高齢者福祉課 (別添191)	
北	包高	電話の設置等に係る工事料のみ		143	区内在住で以下の要件を満たす者 ①65歳以上の単身世帯または世帯全員が65歳以上である世帯 ②近隣に親族が居住していない ③生計の中心者が住民税非課税世帯 ④現に電話(携帯電話含む)を所持していない世帯	高齢福祉課 03 (3908) 1158	
足立	単	○	—	49	住民税非課税 一人暮らしで要介護認定が3以上	高齢サービス課 (内1965)	
江戸川	単	○	800円まで	341	一人暮らし又は高齢者のみの世帯・近隣に親族がいないこと(所得制限無)	福祉推進課 (内2911)	
立川	単	○		26	・住民税非課税世帯 ・一人暮らし又は高齢者のみ世帯	高齢福祉課 (内1475)	

(区 部 11カ所)

② 自己所有電話への基本料・度数料の助成

既に電話を所有している高齢者に対する基本料・度数料の助成

区 市 町 村 名	区 分	助 成 内 容		対 象 者		開始 年度	所 管 課 (内 線)
		基本料	度数料月額	年齢	所得制限・その他の要件		
千代田	単	○	60度数	65 歳以上	一人暮らし又は高齢者のみの世帯、近隣に親族が居住していないこと、定期的に安否の確認を行う必要があると認められること、生計中心者の所得税が42,000円以下	S50	在宅支援課 (内2402)
中 央	単	月2,500円定額		65	住民税非課税世帯、一人暮らし又は高齢者のみの世帯、近隣に親族が居住していないこと	S51	高齢者福祉課 (内5355)
文 京	単	○	—	65	生計中心者の当年度の住民税が非課税の世帯	S53	文京福祉センター 03(3947)0238
台 東	単	○	—	65	生計中心者が住民税非課税 一人暮らし又は高齢者のみの世帯	S52	高齢福祉課 (内2861)
江 東	単	○	600円	65	65歳以上の高齢者で構成される住民税非課税世帯、世帯全員が携帯電話を持っていないこと、高齢者住宅・施設に入居していないこと。	S49	高齢者支援課 03(3647)4319
世田谷	単	1,000円	—	65	住民税非課税世帯 一人暮らし	S48	高齢福祉課 (内2407)
足 立	単	○	—	65	住民税非課税世帯 一人暮らしして要介護認定が3以上	S49	高齢サービス課 (内1965)
江戸川	単	○	800円まで	65	一人暮らし及び熟年者のみの世帯、近隣に親族がいないこと。(所得制限無) ※平成23年度末で新規受付終了。既対象者については継続。	S49	福祉推進課 (内2911)
(区 部 8か所)							
立 川	単	○	—	65	・住民税非課税世帯 ・一人暮らしまたは高齢者のみ世帯 ※平成12年3月31日以後新規受付していない。	S49	高齢福祉課 (内1475)
東大和	単	○	300円	65	生計中心者の前年所得税が42,000円以下	S48	高齢介護課 (内1177)
清 瀬	単	回線使用料 1,000円まで	—	65	住民税非課税世帯、一人暮らし又は高齢者のみの世帯、携帯電話不使用	S52	高齢支援課 (内589)
武蔵村山	包高	○	—	70	住民税非課税世帯 一人暮らし又は高齢者のみの世帯 市内に親族のいないこと。 ※平成26年度以降新規受付していない。	S53	高齢福祉課 042(590)1233
稲 城	単	○	300円	65	所得税が42,000円以下 一人暮らし及び高齢者のみ世帯 電話加入権を市に譲渡した者	元	高齢福祉課 (内223)
羽 村	包高	○	60通話まで	70	生計中心者の前年分所得税が42,000円以下、市内に親族がいないこと、一人暮らし又は高齢者のみの世帯。	S48	高齢福祉介護課 (内177)
あきる野	単	○	—	65	所得税が42,000円以下 一人暮らし又は高齢者のみの世帯	S48	高齢支援課 (内2631)
西東京	単	○	600円まで	65	生計中心者の所得税が42,000円以下の世帯 世帯全員が携帯電話を所有していないこと。 平成26年10月1日より新規申請の受付終了	H13	高齢者支援課 (内2334)
(市 部 8か所)							
(計 16か所)							